

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契 印 省 略)

労災診療費に係る重点審査について

労災診療費の適正払いの推進については、平成17年2月28日付け基勞発第0228001号にて指示されたところであるが、手術料5項目の効率的な審査については、下記の点に留意し、(財)労災保険情報センター(以下、「R I C」という。)地方事務所と十分な調整を行った上、実施されたい。

記

1 手術料5項目の付箋の貼付を行う範囲について

R I C地方事務所においては、以下の手術料5項目についてすべて付箋を貼付することとなるが、この中にはR I C地方事務所の点検において疑義の生じたものとそれ以外のものとが混在するため、付箋の種類等を区分することについてR I C地方事務所と調整を行うこと。

- ① 同一手術野に係るもの
 - ・指及び四肢に関する複数手術
- ② 骨内異物除去術
 - ・すべての骨内異物除去術
- ③ 腱縫合術
 - ・傷病名が「指の腱断裂のうち、屈筋腱断裂を除くもの」に対する腱縫合術
- ④ 骨移植術
 - ・自家骨移植以外の骨移植術
- ⑤ 特定保険医療材料関係
 - (I) 創外固定器使用加算のない術式における創外固定器用ピン
 - (II) 鋼線、銀線のみを使用した骨折観血的手術
 - (III) 内固定材料の請求のない骨折観血的手術
 - (IV) 真皮欠損用グラフト使用での植皮術

2 手術料5項目の審査における留意事項について

手術料5項目の審査における留意事項は以下のとおりであること。

① 同一手術野に係るもの

同一皮切により行い得る範囲にある手術かどうか判断できない場合については、診療費審査委員会に諮り、その妥当性を判断すること。

(「医科診療報酬点数表」において、同一手術野でもそれぞれの手術の所定点数が算定できると規定されている場合を除く。)

② 骨内異物除去術

前回手術における手術材料の挿入物を確認するため、R I C 地方事務所でそのレセプトの写を添付することとしたので、その写を確認しても、鋼線、銀線等で簡単に除去し得るものかどうか判断できない場合については、診療費審査委員会に諮り、その妥当性を判断すること。

③ 腱縫合術

補助切開の有無を確認し、補助切開が行われていない場合については、容易に縫合が可能であったものかどうかを診療費審査委員会に諮り、その妥当性を判断すること。

④ 骨移植術

人工骨のみの使用では、骨移植術の「2自家骨移植以外」の算定は不可とされているので、実際に自家骨移植が併用されているかを確認すること。

⑤ 特定保険医療材料関係

(I) 創外固定器使用加算のない術式における創外固定器用ピン

創外固定器使用加算のできない術式において、創外固定器用ピンの請求がなされている場合については、診療費審査委員会に諮り、その妥当性を判断すること。

(II) 鋼線、銀線のみ使用の骨折観血的手術

骨折経皮的鋼線刺入固定術の術式ではなく、骨折観血的手術の術式の算定が妥当であるかどうかを診療費審査委員会に諮ること。

(III) 内固定材料の請求のない骨折観血的手術

骨折観血的手術において、内固定材料を使用しなかった理由を確認し、診療費審査委員会に諮り、当該術式の妥当性を判断すること。

(IV) 真皮欠損用グラフト使用での植皮術

真皮欠損用グラフトの使用とともに、実際に植皮行為も行われていたかどうかを確認すること。

3 その他

上記2に掲げる事項以外についても、医学的判断を要するものについては、診療費審査委員会の積極的活用を図るとともに、判断が困難なものについては、健康保険における取扱いについて社会保険事務局等に照会し、判断すること。